

「身近な人権課題への対応について」

生涯学習課社会教育指導員 金子 雄二

○はじめに

I 全体研修

1 私たちと人権

- (1) 人権とは
- (2) 埼玉県の人権施策の基本理念
- (3) 身近な人権課題に関する意識

2 身近な人権課題から

- | | | |
|----------|---------------------|--------------------|
| (1) 女性 | (7) HIV感染者 | (12) 東日本大震災に伴う人権侵害 |
| (2) 子ども | ハンセン病患者 | (13) 性的少数者（LGBT） |
| (3) 高齢者 | (8) 犯罪被害者やその家族 | (14) ヘイトスピーチ問題 |
| (4) 障害者 | (9) アイヌの人々 | (15) 多様な人権問題 |
| (5) 同和問題 | (10) インターネットによる人権侵害 | |
| (6) 外国人 | (11) 北朝鮮当局による拉致問題 | (※太文字の人権課題について説明) |

II 専門委員会研修（学校教育部会、社会教育部会、同和教育部会）

- (1) それぞれの立場での現状について
- (2) それぞれの立場での人権教育の推進に向けて
- (3) 部会での意見交換、全体での意見の共有

○おわりに

資料 人権問題を解決するために

- (1) 学校等における人権教育の推進
- (2) 家庭・地域における人権教育の推進
- (3) 同和問題に関する人権教育の推進
- (4) 「部落差別の解消の推進に関する法律」

1 私たちと人権

(1) 人権とは

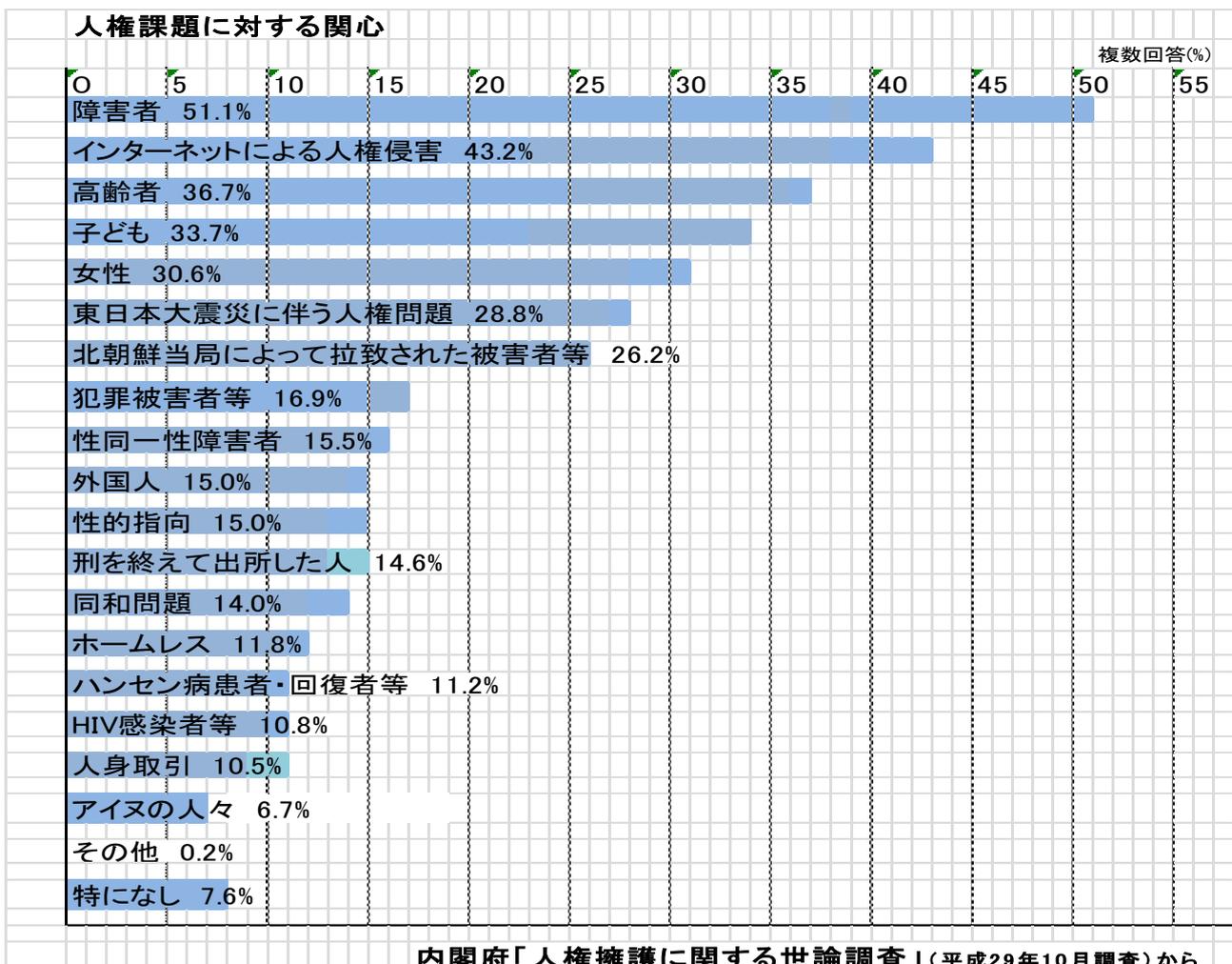
- ア 人権 … 「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」
誰もが幸せに生きるための権利。人種、民族、性別を超えて、万人に共通したひとり一人に備わった権利
 - イ 21世紀は「人権の世紀」… 「20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代になりたいという全世界の人々の願望が込められている。」
(上記 「人権擁護推進審議会 答申」1999(平成11)年7月29日より)
 - ウ 人権の共存 … 「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと」
(「人権教育・啓発に関する基本計画」平成14年3月15日策定より)
- 世界人権宣言 : 1948(昭和23)年12月10日、採択

(2) 埼玉県の人権教育・人権施策推進指針

『すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する』

- ア 一人ひとりが個人として尊重される社会
- イ 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- ウ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

(3) 身近な人権課題に関する意識



H29 実施の内閣府「人権擁護に関する世論調査」(全国 3000 人対象)によると

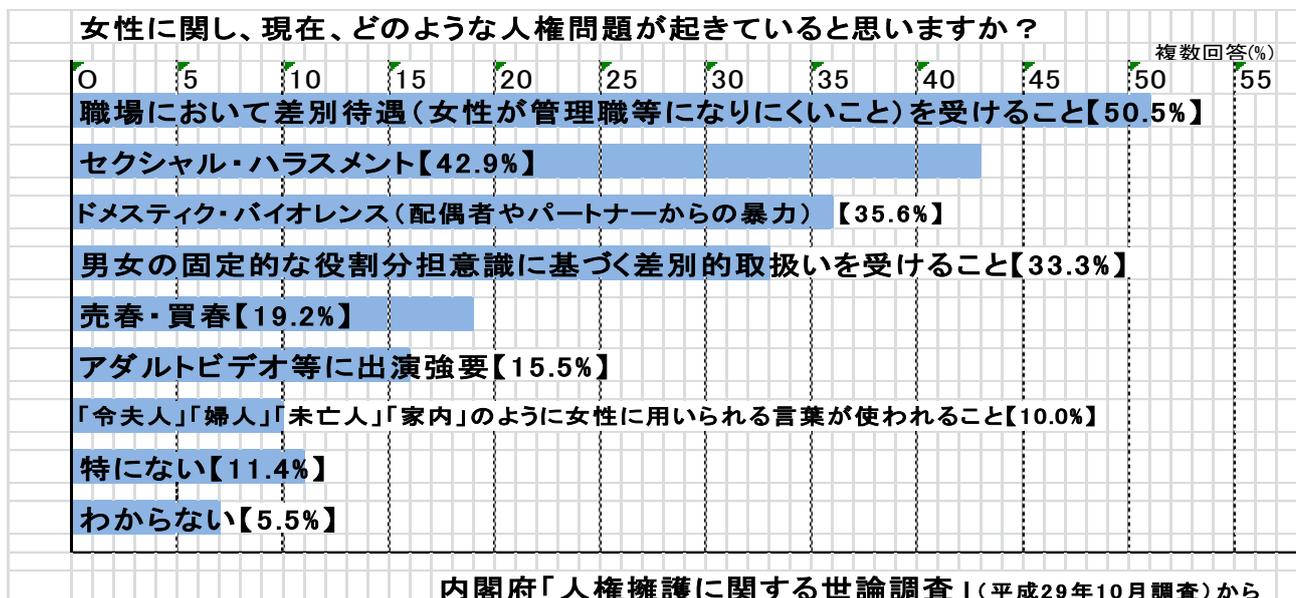
- ・ 基本的人権は永久の権利として憲法で保障されていると知っていた 81.4%、知らない 18.6%
- ・ 自分の人権が侵害されたと思った経験がある者は 15.9%、ないは 84.1%
- ・ あると答えた者は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が 51.6%、以下「職場でのいやがらせ」「名誉・信用の棄損」「学校でのいじめ」「プライバシーの侵害」「時間外労働の強制等 不当な待遇」などが続く。インターネットの普及が背景にあると推測される。

2 身近な人権課題から

(1) 女性に関する人権問題

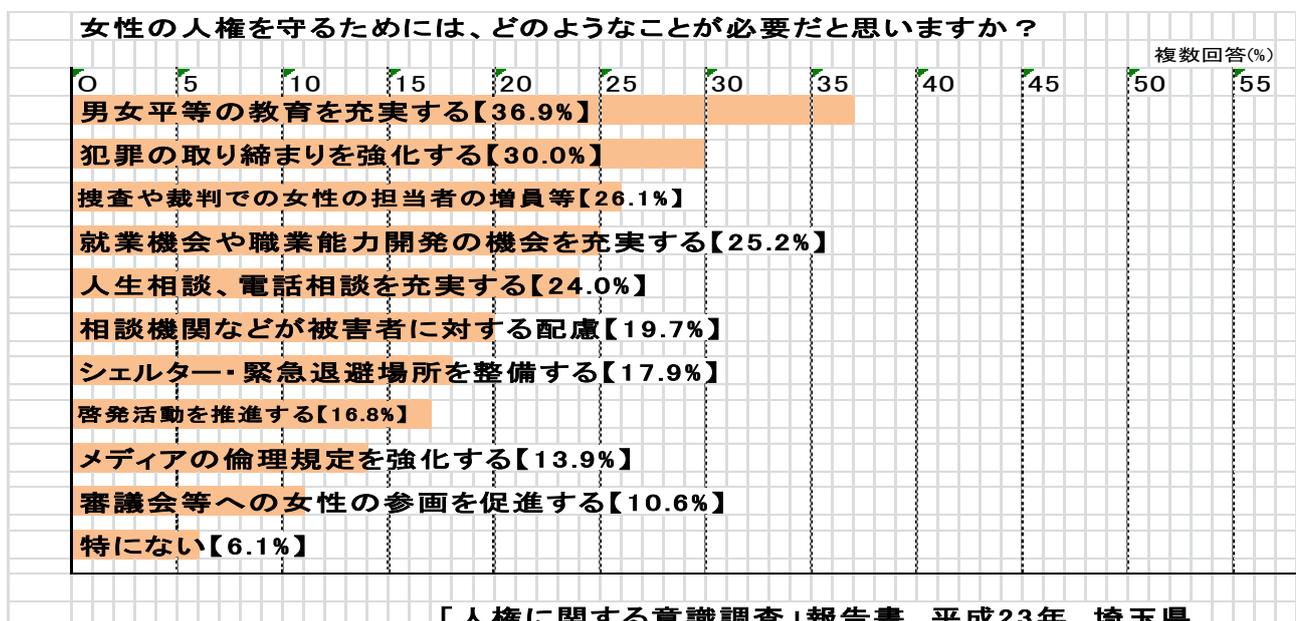
① 問題の背景

- (ア) 固定的な性別役割分担意識に基づく考え方が未解消であることが誘因と考えられる。
- (イ) 長時間労働や男性中心型の労働慣行など、働き方を見直す時機でもある。



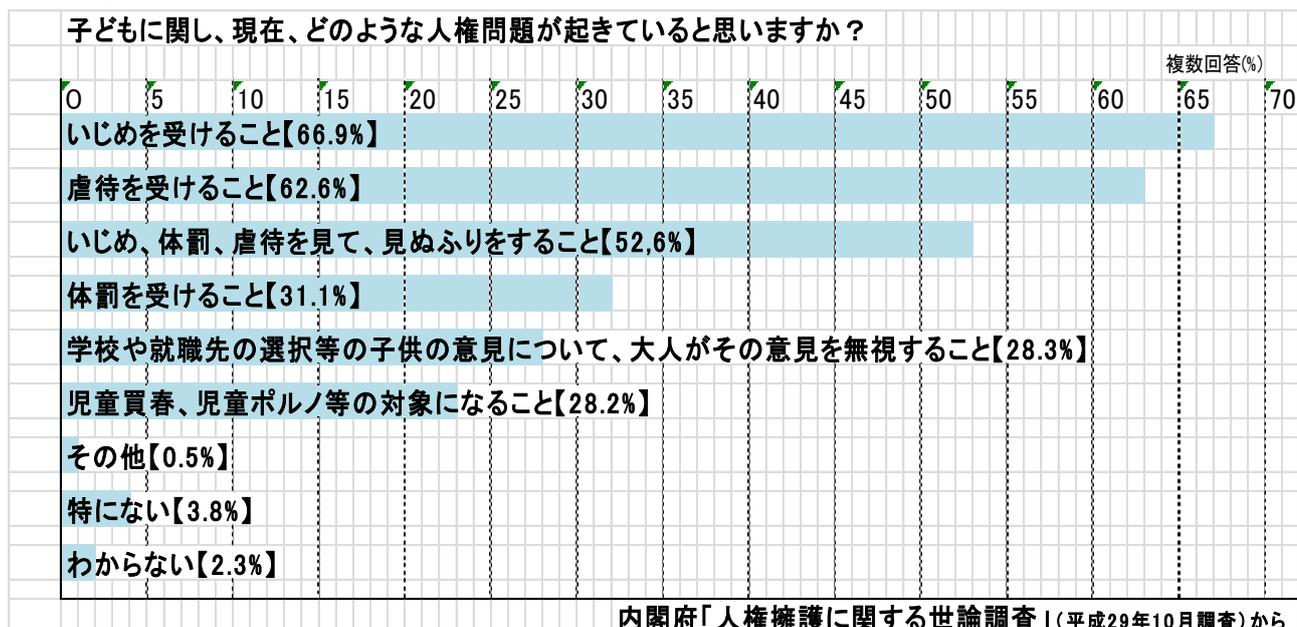
② 課題の解決に向けて

- (ア) ワークライフバランス(仕事との生活の調和) が実現した社会をめざす。
- (イ) 男女共同参画社会の実現に向けた積極的な取組を推進する。



(2) 子どもに関する人権問題

① 問題の背景



ア いじめ

いじめは深刻な社会問題。いじめが原因となって自殺に至る場合や傷害などの事件となるケースなど、痛ましい事件が多発している。いじめの背景は、学歴偏重主義、学校や家庭でのストレス、人間関係……など様々。最近では、「ネットいじめ」などと呼ばれるインターネット上の掲示板やEメールを悪用するなど、巧妙かつ陰湿なケースのいじめが多く、問題として発覚しにくいものもある。「いじめ防止対策推進法」により各機関で防止基本方針策定が求められる。

いじめる側にいじめに対する認識、自覚が不足していることが根本の要因。また、なくすためには「傍観している人」の態度がポイントとの指摘もある。

イ 児童虐待

子どもを温かく守り育てるべき保護者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える事件が多発している。児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が親であるために、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難である。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などへ連絡（通告）しなければならないと定めている。

ウ 体罰

体罰は、子どもが自分で考える機会を奪い、子どもの成長・発達と自立を阻害し、暴力の正当化につながる。大人は、体罰が根本的な問題の解決につながらず、人間の尊厳と権利を否定するものであることを自覚し、体罰に頼らない指導に徹することが大切。

② 課題の解決に向けて

- (ア) 子どもに対してかけがえのない人生を保障するため、たいせつに育てて行こうとする家庭環境や未来の社会の担い手として温かく見守る地域社会を築く。
- (イ) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動などを推進し、子ども自身に社会性や豊かな人間性を育む社会の実現をめざす。
- (ウ) 子どもの自己肯定感を育むとともに人権感覚の育成を図る。

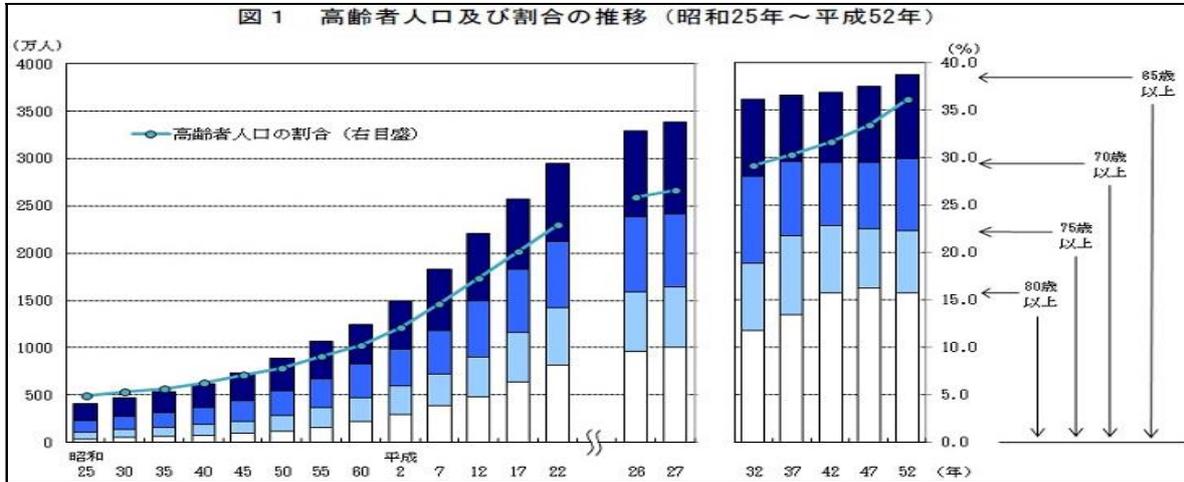
(3) 高齢者に関する人権問題

① 問題の背景

現代の日本社会は世界に類をみない急速な高齢社会が進展中です。

- ・年齢制限等により就業の機会が少なく、経済的に自立することが困難。
- ・高齢者虐待…社会全体で介護を担う人への支援強化が不可欠。

高齢者(65歳以上)人口は3,384万人で総人口に占める割合は26.7%(平成27年)

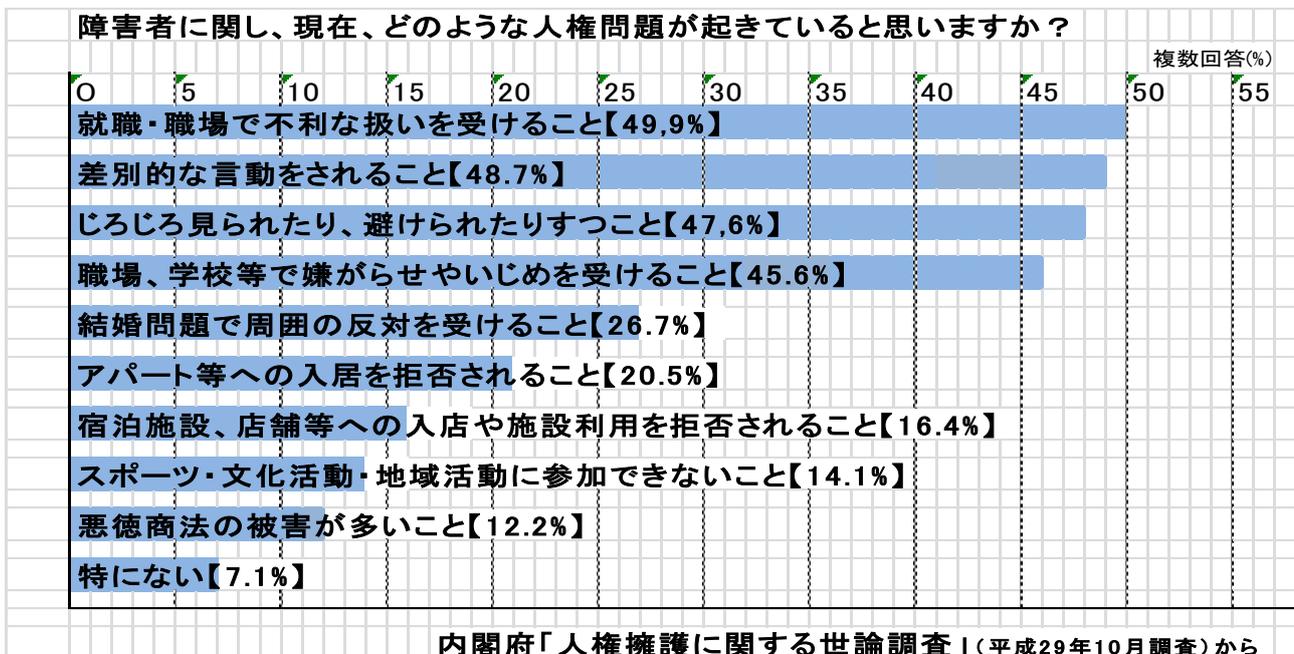


② 課題の解決に向けて

住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が包括的に提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築。(「埼玉県高齢者支援計画」より)

(4) 障害者に関する人権問題

① 問題の背景



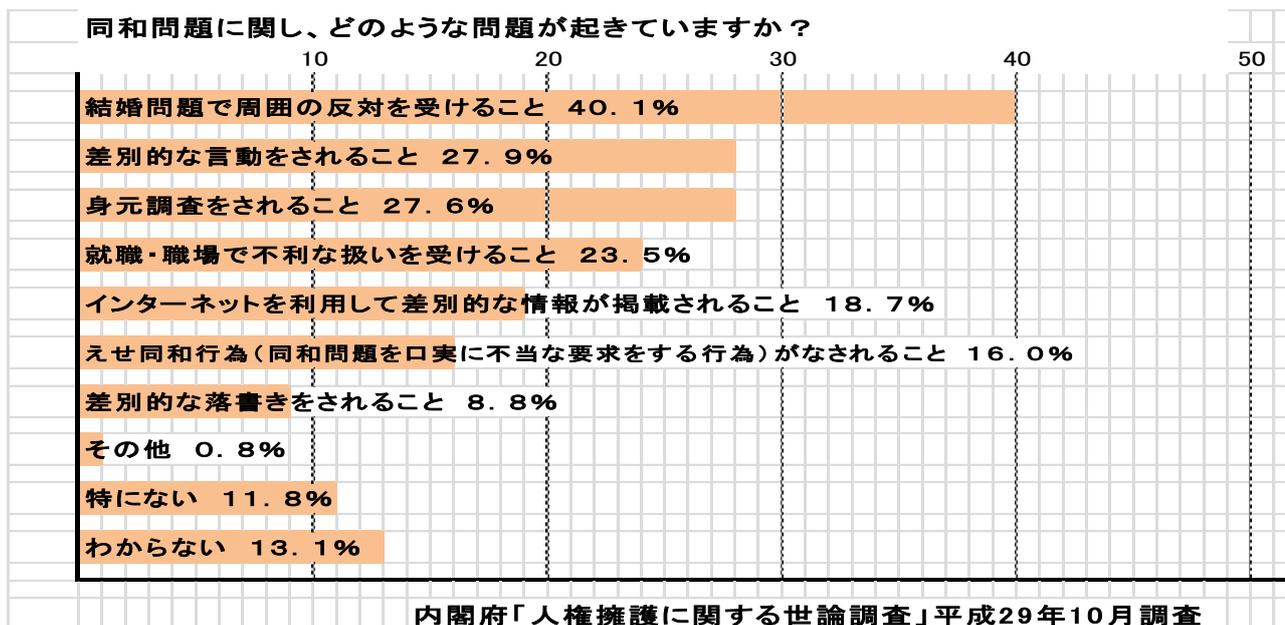
② 課題の解決に向けて

- (ア) 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を規定した障害者差別解消法が理解され受け入れられるよう、多方面での啓発や知識を広めるための取り組みを行う。
- (イ) ノーマライゼーション(障害のある人を特別視するのではなく、共に生きる社会こそ一般的であるという考え方)の理念が行き渡った社会の実現をめざす。

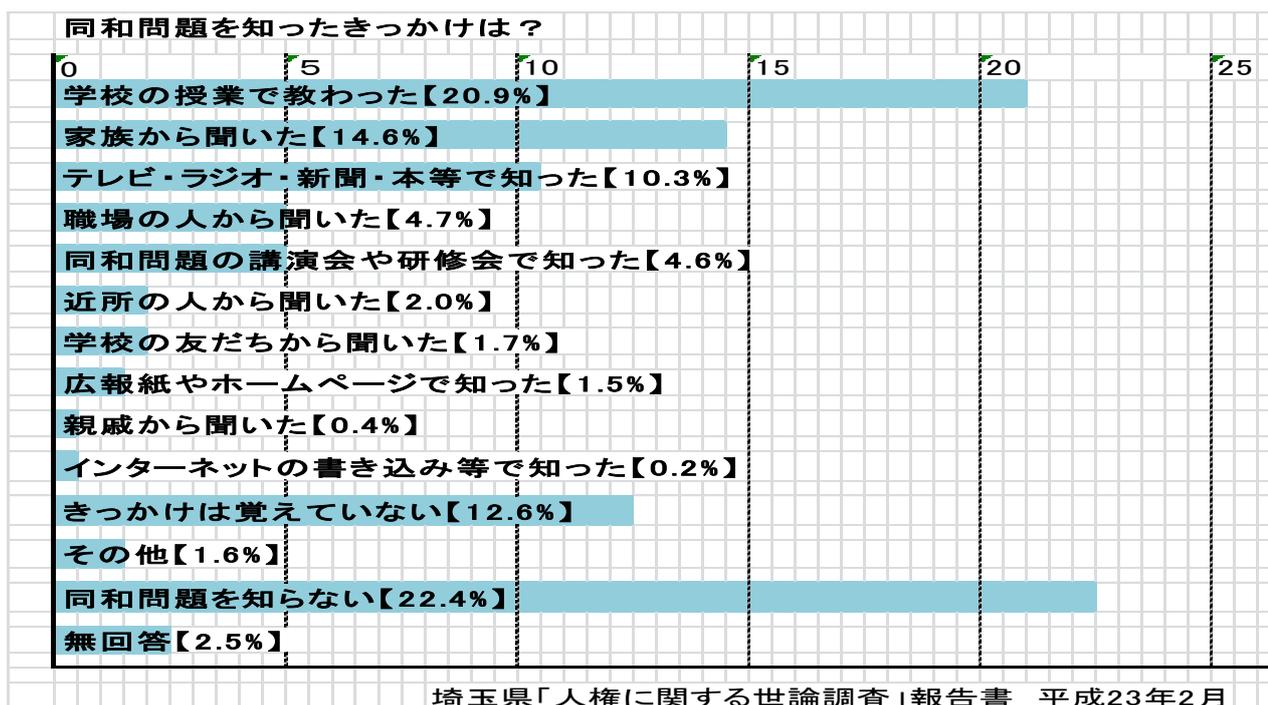
(5) 同和問題（部落差別）

① 問題の背景

同和地区（被差別部落）に生まれたということ等を理由に差別を受ける



② 同和問題を知ったきっかけ



③ 同和問題の解決に向けた経緯

1 同和对策審議会答申

「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。・・・その解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」

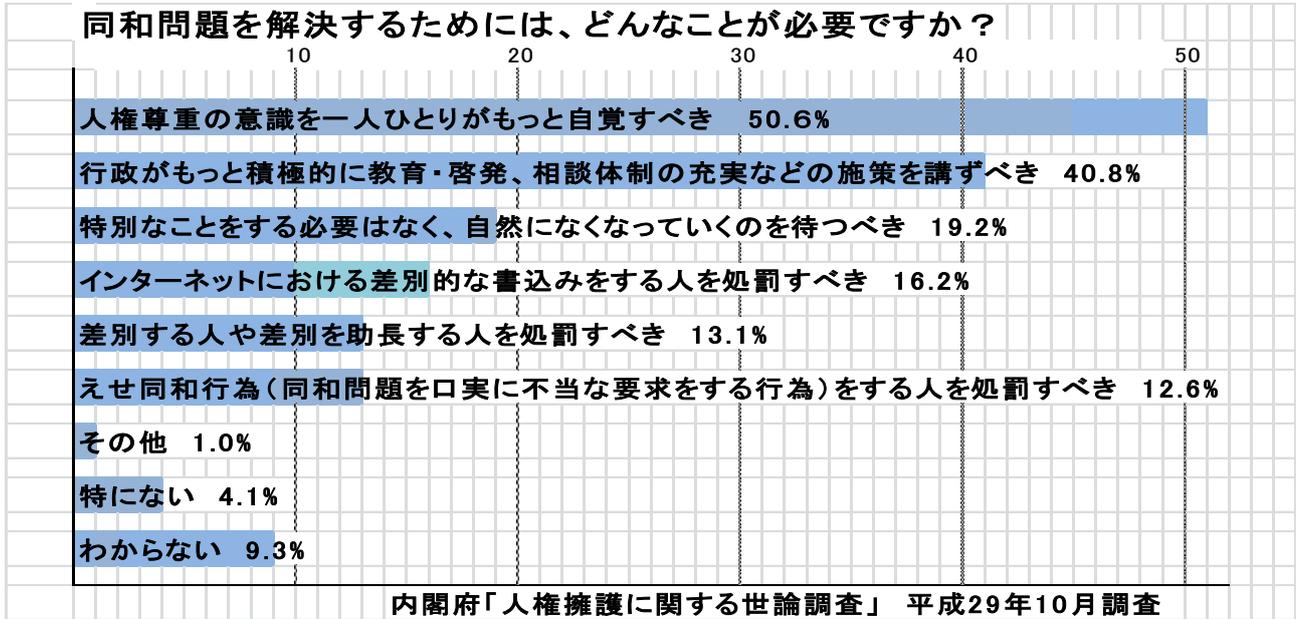
2 同和对策事業特別措置法 昭和44年～ 13年間

3 地域改善対策特別措置法 昭和57年～ 7年間

4 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 昭和62年～ 8年間

5	同和地区実態調査の実施	平成 5 年	実態的差別は解消	心理的差別の解消の推進
6	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画		同和問題を人権問題の重要な柱として進める	
7	人権教育・啓発に関する基本計画	平成 14 年	同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え推進する	
8	部落差別解消推進法	平成 28 年 12 月	別紙	資料 P 4. 5

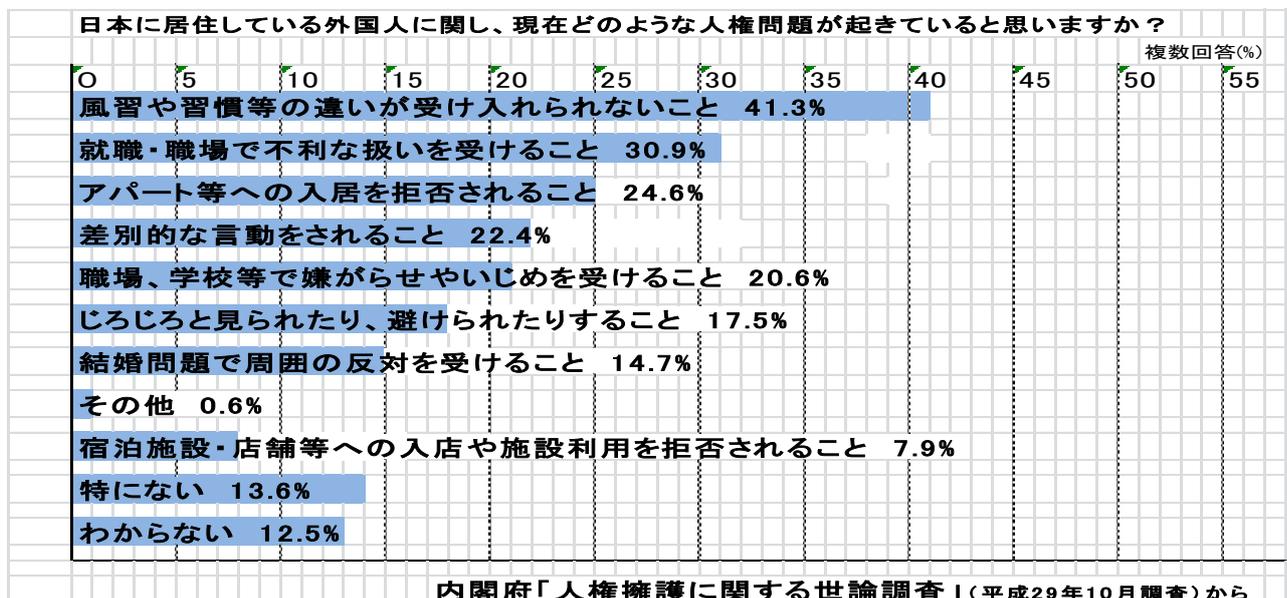
③ 問題の解決に向けて



(6) 外国人に関する人権問題

① 問題の背景

人、物、情報の流れが国境を越えて拡大し、社会、経済、文化のあらゆる面で国際社会の相互依存関係が深まっている。埼玉県内の在留外国人数は、平成 29 (2017) 年 12 月現在で約 17 万人(法務省調べ)と増加し、県人口の約 2.2%を占めるまでになり、その国籍は約 160 か国・地域にもなった。言語や宗教、日常生活習慣等に相違があることに十分な留意が必要。



② 課題の解決に向けて

(ア) お互いの違いについて、これまでの歴史は、むしろ争いや対立の原因であるにとらえ、分離、同化、排除などの政策を行ってきた。しかし、国際社会が進展している今日では「共生社会」の実現に向け取り組むことが不可欠。

(イ) 異なる集団を尊敬の対象として認め合い、異なる言語や文化などを学び、相違点をむしろ肯定的にとらえようとする姿勢を地域社会で醸成していく。

身近なかかわりのなかでの人権教育

1 一人ひとりが人権を守る意識を

- ・人権を保障するために、法整備を要求したりすることも大切であるが、人権が守れているという状況が日常的にあるということ。
- ・社会の中の一人ひとりが、自分の人権が守られていると同時に、他の人の人権を大切にしているということ。

2 人権問題は日常の中にある

- ・私たちの日常生活の中に、人権に関わるものがたくさんある。
- ・人権には関係がないという人たちも、実は人権問題に直面している、自分が加害者である場合は気付かない。自分が被害者になって初めて「ハッ」と気づく。



学校・家庭・地域社会でのかかわりの中で人権教育を推進する

『理解』から『行動』へ

Ⅱ 専門委員会研修（学校教育部会、社会教育部会、同和教育部会） メモ

(1) それぞれの立場での身近な人権課題について

○現状はどうか ○どのような課題がありますか

--

(2) それぞれの立場での人権教育の推進に向けて

○その人権課題を解消するためには、どのような取り組みが考えられますか

--

(3) 部会での意見交換、全体での意見の共有

○部会での意見交換を通して、どのようなことを考えましたか

--

資料

1 学校等における人権教育の推進

学校等における人権教育のねらい

「人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。」

指導内容・指導方法の工夫・改善

人権教育を実施するに当たっては、子供の発達段階に応じた、実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習等、子供の主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について工夫・改善する。

発達段階ごとに身に付けさせたい資質や態度

<幼稚園、保育所>

幼稚園や保育所では、遊びを通して豊かな心を育成する。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にしている感情と共に他の人も思いやることができるような社会的共感能力の基礎を育成する。

その際、幼児に身に付けさせたい内容として、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を図る。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

<小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成する。そのためには、児童一人一人が、主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を育成し、お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性を養う。

また、インターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。

<中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

<高等学校>

高等学校においては、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、民主的、平和的な国家・社会の一員となるための資質を養う。特に、これまでの学習を踏まえ、様々な人権問題を解決し、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

<特別支援学校>

特別支援学校においては、子供一人一人の障害の状態及び特性等に応じ、具体的な指導目標や指導内容により、きめ細かな指導を行い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる豊かな心を育成する。また、個々の発達の状況に応じて、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

2 家庭、地域社会における人権教育の推進

家庭、地域社会における人権教育のねらい

「県民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努める。」

(1) 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

① 継続的な人権教育の実施

人権教育は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、自己の実現や活力ある地域社会づくりのため、継続的に行う。

② 学習機会の提供・充実

これまで取り組んできた学習方法を見直し、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を育成できる学習機会を提供し、充実させる。

- 住民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図る。
- 自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- 身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用できる指導者の育成を図り、「人権感覚育成プログラム」を活用した学習の充実を図る。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用し、豊かな人権感覚を培い、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。

(2) 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

① 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を作る。

- 家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。

② 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る。

- 家庭が果たす役割についての情報を提供したり、子育て等についての学習機会を提供したりする。
- 多様な地域活動を展開することにより、親子の触れ合いや子育ての問題等、身近な問題について情報交換が行える地域コミュニティ作りを支援・充実させる。

③ 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、小学校が連携を深める。

(3) 学習機会の充実

① 地域の実態に応じた学習の実施

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施する。また、豊かな人権感覚が身に付けられるような「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の

実施や身近な人権問題についての意見交換をする等、創意工夫した学習を実施する。

② ボランティア活動、福祉活動の充実

子供の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動・自然体験活動等をはじめとする多様な体験活動を充実させる。また、そのための環境整備を図る。

③ 参加体験型学習の実施

学習を通して、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付ける。

- 学習者自身がお互いの気づきや考えを共有しながら学習活動に参加することのできる参加体験型学習を実施する。

3 同和問題に関する人権教育の推進

同和問題に関する人権教育の中心的課題

現在も残っている心理的差別を解消し、差別をなくしていくことのできる人間を育成すること。そのためには、同和問題を人権教育に位置付けて、全ての児童生徒に対して全教育活動を通して人権意識を高め、他者の痛みを共有できる心情を育て、発達の段階に即して同和問題に関する正しい知識を身に付けさせていくことが必要。

また、同和問題に関する人権教育を実践するに当たっては、差別をされてきた人々への差別の厳しさや過酷さを指導するだけでなく、歴史的業績などを取り上げることや、私たちの努力で差別をなくしていくことができることなど、明るい展望に立って推進していくことが極めて大切。

- ① 学校生活の中で、一人一人の児童生徒の人権尊重を徹底し、望ましい人間関係を築いていく。
- ② 科学的、合理的な考え方を養い、日常生活における差別や偏見を見抜き、それを許さない生き方を身に付けさせること。
- ③ 豊かな心情を養い、他者の痛みに共感できる児童生徒を育て、助け合い、励まし合える集団生活を実現させること。
- ④ 同和問題の正しい認識を深め、その解決に向けて意欲と実践力を身に付けさせること。
- ⑤ 同和問題を含めた自校の人権教育について、様々な機会を通して保護者や地域の人々の理解を図り啓発に努めること。

小・中学校社会科における身分制度の学習を指導する際の留意事項

同和問題に関する人権教育では、江戸時代の身分制度、明治時代の解放令、大正時代の水平社運動などの事例を取り上げ、その歴史的背景を正しく理解させることが重要です。特に、小・中学校社会科における江戸時代の身分制度の学習は、同和問題に関する人権教育の入り口でもあり、児童生徒の発達の段階を考慮した指導を行うことが大切です。

同和問題に関する人権教育を指導する際のポイント

- ① 明るい展望に立って同和問題に関する人権教育を推進していく。
 - ・ 同和地区の人々が世の中を支える仕事や伝統文化の継承に貢献してきたことを取り上げる。
 - ・ 厳しい差別の中でも協力し合い、差別に負けずにたくましく生きてきたことを理解させる。
 - ・ 差別の厳しさや悲惨だけを強調する授業にならないよう注意する。（授業を受けた児童生徒に、同和地区に対する偏見が残る危険性がある。）
- ② 指導する際の留意事項
 - ・ 小学校では、「えた」「ひにん」身分の呼称は教えない。
 - ・ 中学校では、「えた」「ひにん」身分の呼称はひらがな表記にする。